

平成21年12月21日

1. 出席議員

議長 杉原豊喜
1番 上田雄一
3番 山口裕子
5番 大河内智
7番 古川盛義
9番 山口良広
11番 山崎鉄好
13番 前田法弘
15番 石橋敏伸
17番 小池一哉
19番 山口昌宏
21番 吉原武藤
23番 江原一雄
27番 高木佐一郎
29番 黒岩幸生

副議長 牟田勝浩
2番 浦泰孝
4番 松尾陽輔
6番 宮本栄八
8番 上野淑子
10番 吉川里巳
12番 末藤正幸
14番 小柳義和
16番 樋渡博徳
18番 大渡幸雄
20番 松尾初秋
22番 平野邦夫
26番 川原千秋
28番 富永起雄
30番 谷口攝久

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 末次隆裕
次 長 筒井孝一
議事係 長 川久保和幸
議事係 員 森正文

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	古	賀		滋
教	育	長	浦	郷		究
政	策	部	大	庭	健	三
政	策	部	角			眞
営	業	部	前	田	敏	美
営	業	部	伊	藤	元	康
く	ら	し	國	井	雅	裕
こ	ど	も	藤	崎	勝	行
ま	ち	づ	松	尾		定
山	内	支	牟	田	泰	範
北	方	支	岩	永		浄
会	計	管	馬	渡	公	子
教	育	部	浦	郷	政	紹
水	道	部	宮	下	正	博
市	民	病	古	賀	雅	章
総	務	課	山	田	義	利
財	政	課	中	野	博	之
企	画	課	橋	口	正	紀
選	挙	管	大	宅	敬	一
監	査	委	大	曲	洋	一
農	業	委	西	村	益	生

議 事 日 程 第 8 号

12月21日（月）10時開議

- | | | |
|-------|--------------------------------|--|
| 日程第 1 | 第114号議案 | 平成21年度武雄市病院事業会計補正予算（第5回）（総務
常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第 2 | 第113号議案 | 平成21年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算
（第2回）（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採
決） |
| 日程第 3 | 第109号議案 | 平成21年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第4
回）（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第 4 | 第107号議案 | 武雄都市計画事業武雄北部土地区画整理事業施行に関する
条例の一部を改正する条例（建設常任委員長報告・質疑・
討論・採決） |
| 日程第 5 | 第110号議案 | 平成21年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第2
回）（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第 6 | 第111号議案 | 平成21年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計補正予算（第2
回）（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第 7 | 第112号議案 | 平成21年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第
2回）（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第 8 | 第115号議案 | 平成21年度武雄市水道事業会計補正予算（第3回）（建設
常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第 9 | 第116号議案 | 平成21年度武雄市工業用水道事業会計補正予算（第1回）
（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第10 | 第108号議案 | 平成21年度武雄市一般会計補正予算（第8回）（所管常任
委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第11 | 議員定数調査特別委員会報告（特別委員長報告） | |
| 日程第12 | 議会運営委員会答申 | |
| 日程第13 | 議提第2号 | 武雄市議会議員定数条例（趣旨説明・質疑・所管常任委
員会付託省略・討論・採決） |
| 日程第14 | 議提第3号 | 武雄市議会委員会条例の一部を改正する条例（趣旨説
明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決） |
| 日程第15 | 百条調査特別委員会委員の選任 | |
| 日程第16 | 閉会中継続審査申出について（請願第3号、請願第4号）（議決） | |
| 日程第17 | 閉会中継続調査申出について（各委員会調査事件）（議決） | |

開 議 10時4分

○議長（杉原豊喜君）

皆さんおはようございます。休会前に引き続き本日の会議を開きます。

それでは、総務、産業経済、福祉文教、建設の各常任委員会へ付託いたしておりました議案等の審査終了の報告が各委員長から提出されております。日程に従いまして、順次、委員長の報告を求めていきたいと思っております。

日程第1 第114号議案

日程第1. 第114号議案 平成21年度武雄市病院事業会計補正予算（第5回）を議題といたします。

本案は総務常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、総務常任委員長の報告を求めます。吉川総務常任委員長

○総務常任委員長（吉川里己君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。本委員会に付託をされました第114号議案 平成21年度武雄市病院事業会計補正予算（第5回）の審査内容と結果について御報告をいたします。

本議案の今回の補正につきましては、来年1月末、病院事業廃止に向けた編成を行うものでございます。

委員からは入院収益の減額に伴い入院患者数の動向についての質疑がございました。8月臨時議会の際の見込みと比べて実際は入院患者数が若干少なかつたとのことでございます。12月現在、延べ人数で122名、取り扱い実数で130名ほどでございます。また、これまで急性期が非常に多かったわけでありましてけれども、内科疾患もふえてきており、その入院単価の違いもここに影響をしておるということでございます。

また、資産減耗、固定資産除却費につきましての質疑がっております。官舎の土地、機械備品、そして車両、この3つで2億1,266万円との答弁がっております。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。第114号議案 武雄市病院事業会計補正予算に関しては、反対の立場から討論をいたします。

先ほど吉川委員長のほうから質疑の中身が触れられましたけれども、この予算の資本的収入及び支出の項で、支出に計上されているのは9億2,322万円を病院会計から減額し、一般会計へ繰り出す内容であります。

清算に関して言えば、今後協議される課題も残されているわけでありましてけれども、それは基本協定に示されている医療機器等の譲渡に関してであります。そのことも総務常任委員会では審査されたわけでありましてけれども、決算で言えば減価償却後の残存価値、医療機器に関して言えば2億4,876万4,930円、土地建物の売却3億9,325万円が市民を納得させる金額なのかどうか。今後、大いに医療機器の譲渡に関しては、乙並びに丙の別途協議とするということは今度の一般質問でも市長の考えが示されている内容でありますけれども、こういう課題を残しながら清算に関する予算が今回計上されているわけでありまして。

市民の財産を正当に評価し、市民に損失を与えないことを強く要望して、この第114号議案については反対の意見を述べておきたいと思っております。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

3番山口裕子議員

○3番（山口裕子君）〔登壇〕

おはようございます。第114号議案 平成21年度武雄市病院事業会計補正予算（第5回）について、賛成の立場で討論させていただきます。

第114号議案は、平成22年1月31日をもって武雄市民病院から民間へ移譲するに当たっての清算のための補正予算であります。この丸2年間、議論に議論を重ねてきました。平成20年4月には医師不足から救急医療を休止せざるを得ない状況になり、入院患者及び外来患者ともに激減し、当時は年間で6億円から7億円の単年度赤字も覚悟しなければいけない状況でありました。平成20年7月、市民病院の移譲先を議決し、8月には移譲先からの医師派遣のもと救急医療も再開され、収支も徐々に改善され、地域医療を担う中核病院として良質な医療の提供に努めていただきました。結果として、患者さん、武雄市民の皆さんから武雄市民病院は非常によくなったという声を聞いております。いつでも受け入れてくれるという心に大きな安心感が市民にできました。また、今は開業医の皆さん方も連絡をとり、協調して武雄市民を守っていただくという体制になりつつあると聞いております。

ということで、さまざまなことを総合勘案した結果、大きな壁を乗り越えて武雄市民から愛される安心・安全の本来の武雄市民病院の姿を取り戻すことができ、大変大きな成果だったと思います。移譲後もこの市民病院のように市民に愛される病院になっていくことを見守り、お願いするものであります。

以上をもちまして賛成討論とさせていただきます。御賛同のほどよろしく願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

6 番宮本議員

○6 番（宮本栄八君）〔登壇〕

第114号議案に反対の立場で討論させていただきます。

今回、病院の清算のこともありますけれども、これまで企業会計で資産とフローというのですかね、質問のときも言いましたけれども、資産も幾らあるというのがわかる。収支も幾らとわかる。貸借対照表と損益計算書があつて全体を知っておりましたけれども、今度はそれを廃止して普通の単式簿記にすると。そしたらストックのほうがわからなくなると。そしたら財産幾らなのかが瞬時にわからなくなると。わざわざわからなくなるような会計にまだ病院も終了していないのにするのはちょっと早いのではないかと思つて、反対の討論といたします。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに討論はございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第114号議案を採決いたします。本案は起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よつて、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 第113号議案

日程第2. 第113号議案 平成21年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算（第2回）を議題といたします。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、産業経済常任委員長の報告を求めます。小池産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小池一哉君）〔登壇〕

おはようございます。本定例会において付託されました第113号議案 平成21年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算（第2回）についてでございます。

工事請負費において、造成費、調整池の新設費用として1億4,300万円の追加を、また、用地取得及び立木等の補償費の確定により1億4,300万円を減額するものであります。歳入歳出総額の変更はございません。

また、土地利用計画図をもとに保全緑地等の確認を行ったところでございます。今後の工事の進捗の無事と早期に進出企業が決まることに期待をいたすものです。

本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより第113号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第113号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 第109号議案

日程第3. 第109号議案 平成21年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第4回）を議題といたします。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、福祉文教常任委員長の報告を求めます。山崎福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

おはようございます。本委員会に付託されました第109号議案 平成21年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第4回）についてでございますが、今回の補正は実績に伴う単価及び対象者の増によるものと説明を受けました。

本件につきましては、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

ただいま議案となりました平成21年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第4回）に反対の討論を申し上げます。

本補正予算に75歳以上の方を対象にしております後期高齢者支援金として9,976万6,000円の補正が生まれ、補正後の総額予算額は6億3,905万2,000円となっております。

さきの平成20年度、この後期高齢者医療保険制度が制定をされて、はや滞納額が初年度だけでも3,400万円にも武雄市では上っております。また、65歳から74歳を前期高齢者としてくられています。悪名高い後期高齢者医療保険制度は廃止を求め、もとの老人保健制度に戻し、75歳以上の高齢者の医療は無料化を目指して安心した高齢社会を築く必要があるのではないのでしょうか。福祉文教常任委員会の審査の中で、国の見直しがされております。払いたくても払えない国保加入世帯が全国的に広がりを見せ、武雄市でも、昨年、平成20年度収納率は91.33%となっています。

これまで国は調整交付金の、その基準額を収納率の92%以下に下がったら、いわゆる調整金を削減しようという仕組みがありました。全国的な滞納収納率の低さに国も驚き、92%を91%に下げて交付金を配付するようになったとの説明でございます。これは、まさに国の制度として国民健康保険制度が立ち行かなくなっているその一つの姿ではないのでしょうか。

大きく言えば25年前、1984年、国が憲法25条に基づく国の社会保障制度に責任を持つという憲法上の原則をかなぐり捨てて国民健康保険制度に国の補助率を45%から38.5%に引き下げました。それ以来、市町村の運営の国民健康保険制度が紛れもなく国保加入者の、いわゆる生活実態を反映した収入減の年金世帯と農業者等の加入率で大変危機的状況になっているわけであります。

私はこうした現状を打開していくためにも、武雄市としても減免制度の拡充や、それに伴う一般会計からの補てんをすることを求め、また、県の制度にも地方の市町村への交付金を導入することを求め、国保会計が本当に安心して維持、存続できるよう取り組むことを求め、反対の討論を申し上げる次第であります。

御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げまして、反対の討論にかえるものであります。

○議長（杉原豊喜君）

27番高木議員

○27番（高木佐一郎君）〔登壇〕

第109号議案 平成21年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第4回）について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今、23番議員が反対の討論を述べられました。国民健康保険制度そのものについては、今るるおっしゃったように、後期高齢者制度の問題、あるいは地域経済全体、日本全体、世界全体の経済の反映でもあるんですけれども、極めて低所得者に対して過酷な状況がある中で国民健康保険税負担という、市民負担というものでは大変厳しい局面にあることは私も重々承知をいたしております。

後期高齢者医療制度含めてそうなんですけれども、今、健康保険が保険方式で運営をされているのに対して、私自身の本当の基本的な考え方については、これは全面的に国が責任を

持つ税方式ですべきだという考えを持っております。ただし、今私どもがこの審議をいたしておりますのは、国民健康保険の補正予算であります。補正予算の中身は23番議員もおっしゃいましたけれども、主な歳出の中身につきましては、後期高齢者支援金9,976万3,000円、また保険財政共同安定化事業拠出金6,624万円というものであります。これは現行の制度にのっって今の国民健康保険の維持を図るための予算なのであります。

例えば、前期高齢者の問題をおっしゃいましたけれども、その中身というのは、国民健康保険被用者保険の65歳から74歳の前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を各保険者でお互いに加人数に応じて調整をいたしますという、そういうものであります。ですから、武雄市の場合は高齢者が多いという——高齢というか65歳以上の方が多いということで、大都市の東京の都市部からその分をこちらのほうに移しますよという中身であります。そういうことも考えますと、今回の予算につきまして私は賛成してもいいのではないかというふうに思っております。

制度の問題点は確かにあります。ありますが、今私どもが議論をしておりますのは医療保険の補正であります。医療保険は一たん、一日、一秒たりとも、6番議員含めて皆さんがおっしゃるように、医療は一日たりとも揺るがせない。それを支える保険も一日たりとも中断は許されないのでありますので、この点は十分各議員の皆様も御承知のことだというふうに思います。

そういう意味で、今回の補正は別にこのまま修正なく可決しても私は間違いはないというふうに確信をいたしております。皆様の御賛同をよろしくお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

これより第109号議案を採決いたします。本案は起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4～第9 第107号議案～第116号議案

日程第4. 第107号議案 武雄都市計画事業武雄北部土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例についてより日程第9. 第116号議案 平成21年度武雄市工業用水道事業会計補正予算（第1回）を議題といたします。

以上6議案は建設常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第107号議案に対する報告を求めます。大渡建設常任委員長

○建設常任委員長（大渡幸雄君）〔登壇〕

おはようございます。今定例会に、本委員会に付託されました第107号議案 武雄都市計画事業武雄北部土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例の審査結果について御報告いたします。

今回の一部改正は、九州新幹線長崎ルート工事着工に伴い施工区分を2つの工区に区分する必要が生じたため、施工地区に含まれる地域の名称と費用の分担に関する事項についての改正ということでございました。

具体的には高架端を境に区画整理事業が概成している南側を1工区、残りの北側を2工区とするもので、1工区を平成22年度に換地処分し、新幹線の買収を可能にしようとするものです。第2工区は平成27年度を完成予定としています。

本委員会の質疑の中で、区分を分けたことにより減歩・精算金等、不平等が生じないかとの質問がありましたが、減歩・精算金等は全体工区で計算するため、不利益はないとの執行部からの答弁でございました。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第110号議案に対する報告を求めます。大渡建設常任委員長

○建設常任委員長（大渡幸雄君）〔登壇〕

次に、本委員会に付託されました第110号議案 平成21年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）についての審査結果を御報告いたします。

日本下水道事業団へ委託している処理場の設計委託料の入札減により、事業費の減額とあわせて今年度予定の完了工事の一部を単独事業から補助事業に切りかえることにより国庫補助金の額を増額するものと説明を受けました。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第111号議案に対する報告を求めます。大渡建設常任委員長

○建設常任委員長（大渡幸雄君）〔登壇〕

続きまして、本委員会に付託されました第111号議案 平成21年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計補正予算（第2回）についての審査結果を御報告いたします。

今回の補正は、今年度申請をしていた事業の高度処理型浄化槽集中整備事業がモデル事業として採択され、国庫補助率が3分の1から2分の1になったことにより国庫補助金の額を増額し、起債の額を減額するものということでした。

議案審議の際、質疑があつておりました石井式については、窒素除去の承認を受けておらず、また高価なことから、これまでの申請で業者が石井式を採用した実績はないとのことでした。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第112号議案に対する報告を求めます。大渡建設常任委員長

○建設常任委員長（大渡幸雄君）〔登壇〕

次に、本委員会に付託されました第112号議案 平成21年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2回）について御報告いたします。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第115号議案に対する委員長報告を求めます。大渡建設常任委員長

○建設常任委員長（大渡幸雄君）〔登壇〕

次に、本委員会に付託されました第115号議案 平成21年度武雄市水道事業会計補正予算（第3回）についての審査結果を御報告いたします。

今回の補正の主なものは、高料金対策補助金の算定式の変更による補助金の増額と繰り上げ償還による事業債の利息減額によるものと説明を受けました。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

た。

以上、報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第116号議案に対する報告を求めます。大渡建設常任委員長

○建設常任委員長（大渡幸雄君）〔登壇〕

次に、本委員会に付託されました第116号議案 平成21年度武雄市工業用水道事業会計補正予算（第1回）についての審査結果を御報告いたします。

工業用水の販路拡大のために豊田合成や佐賀県西部広域環境組合に対する営業活動をしているかとの質疑に対し、営業活動をさらに推進していくとの答弁でございました。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。討論、採決は議案ごとに行います。

まず、第107号議案に対する討論を開始いたします。5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

第107号議案 武雄都市計画事業武雄北部土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例につきまして、反対の立場で討論いたします。

今回、この条例第184号は、その趣旨として、第1条に、この条例は土地区画整備法が施行する武雄北部地区の土地区画整理事業の施行に関し、法第53条第2項に規定する事項その他の必要な事項を定めるものとするという趣旨が第1条で提起されています。

そういう中で、今回改正の趣旨として、九州新幹線長崎ルート工事着工に伴い、施工区域を2工区に区分する必要が生じたためと条例改正の提案がなされています。これについて私は反対の理由について、九州新幹線長崎ルートについては、ことし7月よりトンネル工事等が開始をされました。この新幹線長崎ルートにつきましての必要性は費用対効果、時間短縮、工事費の負担等を先行き不透明で不安や疑問を持たれる県民、市民もいらっしゃいますし、私も納得することができません。

現在、政府・与党は、整備新幹線については協議をされておりますが、改めて総合的な見

直しの中で慎重にかつ県民、市民の合意形成をすべきであります。そのような中で、工事着工に伴う今回の条例改正の一部改正につきましては、反対せざるを得ないということをお願い申し上げまして、反対の討論といたします。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

13番前田議員

○13番（前田法弘君）〔登壇〕

建設常任委員会の副委員長として、賛成討論をさせていただきます。

本来、この新幹線問題につきましては、るる御意見がこの議会の中でもあっております。新幹線に反対の議員、また賛成の議員それぞれにいらっしゃいます。それぞれにそれぞれの立場で主張を繰り返しておるところであります。がしかし、現に新幹線工事としてはもう既に着工されております。この工事、いわゆる工区分けをするということは、この区画整理事業が本来、本来の年度よりもかなり遅延しております。今回もこの新幹線が来るということになって、このままの工区でいけば、ますます遅延を拡大するでありましょうし、これ以上の遅延は避けられないということは執行部の判断でもございます。委員会の中でもこのことは申し上げましたし、また、そのことの答弁もいただいております。現実に2工区となる地域においては、若干また遅延するところがあるという見込みではありますが、これ以上の武雄市の発展、また、そういう意味におきましても、これ以上の遅滞は許されないということで、このことに対して賛成とさせていただきます。

以上。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

これより第107号議案を採決いたします。本案は起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第110号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第110号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、第111号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第111号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、第112号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第112号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、第115号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第115号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、第116号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第116号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 第108号議案

日程第10. 第108号議案 平成21年度武雄市一般会計補正予算（第8回）を議題といたします。

本案は、各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に、総務常任委員長に報告を求めます。吉川総務常任委員長

○総務常任委員長（吉川里已君）〔登壇〕

本委員会に分割付託をされました第108号議案 平成21年度武雄市一般会計補正予算（第8回）について、その審査内容と結果について御報告をさせていただきます。

本委員会での主な質疑につきましては、協働まちづくり地域交付金事業及び市民病院の清算事業費についてでございます。協働まちづくり地域交付金につきましては、その対象となる経費、あるいはその審査内容、交付決定に当たっての考え方についての質疑がっております。執行部からは、まちづくりの目的遂行に資する事業を対象として決定をしているとのことでありましたけれども、各地域から出てくるものにもっと市民目線のチェックが必要ではないかという意見があったところでございます。

また、市民病院の清算事業費につきましては、退職手当についての質疑がございまして、執行部からは、退職手当の額については整理退職の規程を使うとの答弁でありました。

以上、審査結果について、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

お尋ねします。

審査の内容についてお尋ねします。病院の経営移転に伴う予算の中で退職者への問題等、退職金の問題等も論議をされたと思うんですよ、清算金ですから。その中で、現在市の職員の方々が退職勧奨を受けて退職で希望される人についてはあしたまでですかね、あしたまでに例えば返事をしなきゃいかんと。そのときに誓約書まで出さなきゃいかんということで、もし退職になったときの問題が、結局どういうふうな形の中で、本当にそういう現在病院に勤務している方々のいわゆる身分と、そしてまた、そういう立場を考えて論議をされたと思うんですけども、そういうことが議員の論議の対象になったかどうかだけお尋ねしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

吉川総務常任委員長

○総務常任委員長（吉川里已君）〔登壇〕

先ほども答弁をいたしましたように、退職金をどのようにするのかというふうなことは話がありましたけれども、今御質問がありましたような誓約書とか期限とか、そういう議論は

出ておりません。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

今、ちょっと私、同意書という表現をいたしていましたけれども、誓約書ですかね、誓約書という方法とかということ、要するに身分関係等がきちっと確定、退職の申請とか、あるいはそういうものをする事によって、その書類を12日まで出さなきゃ身分上とか、あるいは条件上の制約を受けるとか、そういう問題が非常に、いわゆる今病院で従事する職員の方々に不安と困惑が生じているというふうな等も聞きますけれども、そういうふうなことも大体委員会できちっとした形でもう気持ちよく移譲ができるように、あるいはそこに働いている方々がきちんとできるような方法をやっぱりきちんとせにやいかんわけですけれども、当然、委員会としてもそういうことを承知の上で論議をしていただいていると思いますけれども、そのことも論議の中に出なかったんでしょうか、その点だけお尋ねします。

○議長（杉原豊喜君）

吉川総務常任委員長

○総務常任委員長（吉川里已君）〔登壇〕

雇用の部分につきましては、そこまで詳細には出ておりませんが、本会議での質疑でもありましたように、執行部からの答弁としては、今働いていただいている方については、そのまま残っていただくというふうなことで対応すると。そしてまた、現給保障もするというふうな答弁があつておるかと思えます。

委員会におきましては、それ以上の突っ込んだ質疑があつておりません。

○議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

先ほど退職者というのですかね、整理退職になるんですけれども、現給保障と言われましたけれども、その現給保障の規約というか期限というのですかね、そういうのはどういう説明がありましたでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

吉川総務常任委員長

○総務常任委員長（吉川里已君）〔登壇〕

先ほども答弁いたしましたように、期限等についての議論はあつておりませんので、よろしく申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。小池産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小池一哉君）〔登壇〕

分割付託をされました第108号議案 平成21年度武雄市一般会計補正予算（第8回）でございます。

主に労働費の雇用対策費について、執行状況等の確認を行いました。

当委員会は、今後、新年度以降も途切れることなく、継続して緊急雇用対策に取り組むことを申し入れました。

本案は全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。山崎福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第108号議案 平成21年度武雄市一般会計補正予算（第8回）について、主な審査の内容と結果について御報告いたします。

衛生費では、自殺対策の強化事業が進められているのに合わせ強化モデル事業、「心といのちの文庫事業」での図書購入の説明を受けました。

県が運営する「いのちの電話」という相談窓口がありますが、やはり武雄市は県内でも自殺者の比率が高いということであり、武雄市においても、そういう窓口が開設できないかという意見も出ました。

また、民生費では、宅老所の安全対策事業といたしまして火災報知器、火災通報装置等、設置の要望に対処する補正予算の説明がありました。市内10カ所の連合会に加盟されております宅老所は今回8カ所の設置により、設備が完了するということでございました。

本件につきましては、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。大渡建設常任委員長

○建設常任委員長（大渡幸雄君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に分割付託されました第108号議案 平成21年度武雄市一般会計補正予算（第8回）について御報告をいたします。

主な審査内容といたしましては、歳入の雑入中、リサイクル品売却料989万5,000円の減額の理由はとの質疑に対し、売却単価がおのおの当初見込みの9分の1から6分の1まで値下がりしたためとの答弁でした。

また、太陽光発電システム設置補助金について、次年度もするのかとの質疑に対して、前向きに検討するとのことでした。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第108号議案の各所管の常任委員長報告に対する質疑を改めてとどめます。

これより第108号議案に対する討論を開始いたします。22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

第108号議案 平成21年度武雄市一般会計補正予算（第8回）について、反対の立場から討論をいたします。

補正予算額11億3,077万円のうち6億9,375万8,000円、約7億円は病院事業清算にかかわる収入であります。来年1月31日をもって武雄市民病院事業を公立市民病院としては閉鎖して池友会系巨樹の会に移譲、売却されるわけでありすけれども、ある意味、予算関連としては、いわば最後の段階を迎えていると言えるわけでありす。清算収入のうち、20款、諸収入のうち3億6,015万円は土地建物の売却費となっております。日本不動産鑑定協会の鑑定をもとに最終的には3億9,325万円、建物解体費8,000万円を差し引くわけでありすけれども、この売却費をめぐっては市民の財産としての評価は分かれているわけでありす。日本不動産鑑定協会が出した積算価格は土地2億2,000万円、建物価格7億1,100万円、合計9億3,100万円でありすけれども、これを対象不動産、すなわち市民病院の土地建物一体としての市場を検討し減価修正を行い、50%引きの4億6,600万円としました。ここから解体費の8,000万円を差し引く、消費税等々加算されるわけでありすけれども、最終的には土地建物売却契約書では土地代金2億2,000万円、建物1億7,325万円、合計の3億9,325万円となっております。土地建物の市場を検討し50%の減価、すなわち価値を引き下げた契約になっておるわけでありすけれども、到底納得できるものではありません。

歳出に関しては、4款. 衛生費、保健衛生費に償還金一時利子及び割引料として11億6,211万円が計上されております。市民病院の企業債繰り上げ償還元金9億5,322万4,000円、企業債繰り上げ償還利子778万円、一時借入金元金の2億円、その利子110万円。この一時借入金は市中銀行からの借り入れだということでありました。武雄市民病院の民間移譲をめぐっては、市長は手続はすべて議会の議決を経て終了したと機会あるごとに報告発言をされております。今回は予算面での清算でありますけれども、市民の間では二分しているわけでありませぬ。移譲先検討委員会、信友答申を見ますと、池友会系病院に移譲するに当たって10年間は病院を続けることを移譲契約に盛り込むこと。2つ目には、市民病院ののれんを引き継いで地域医療に貢献する社会的責任、そのために市の意向を尊重し、医師会との疎通を図ること。年2回以上のタウンミーティングを実施し、市民との意思疎通を図ること。4番目には、市民、医師会、市による、いわゆる市長が言う三者協議会ですか、評価委員会を設定し、委員会の意見を経営に反映するシステムをつくり10年以上設置すること。これらのことが条件づけられております。市長はこれらのことを踏まえて秋ごろには譲渡契約を結びたいと、これは9月議会での答弁でありますけれども、これが来年の1月31日までにはというふうに延期されました。移譲後の地域医療がどうなるのか、一方で市民の不安も払拭されておられません。これらの中身を埋めることが先ではないでしょうか。今回の予算に関しては、そういう医療内容の見通しが見つからないままの清算であります。

最後に、現在市民病院で働いている職員の移譲後の処遇についてであります。

これは私どもも11月26日に勉強会を開きましたけれども、それまでの段階では3分の1程度しか残ってもらえない。あるいは給与体系については、ここの議会での一般質問でもそうでしたけれども、現給保障、現在の給与体系で水準を引き下げない、これを要求していきたいと、こういう答弁がありました。しかし、11月26日の勉強会では、池友会系の給与体系に移る。その中身を聞きましたところ、若い人にはある程度現給保障に近いものがあるけれども、ベテランになるに従って給与水準が下がる、そういう給与体系だという話を聞きました。そういった意味では、全員が移譲先に残る、そういう労働条件、給与条件、こういったことが現在よりも下がるのであれば、それはいろんな不安を払拭しないまま移ることになるわけでありませぬ。そういう点での移譲契約の中にきちんとした市の資産の売却にしろ、あるいはそこに働いている職員の皆さん方の労働条件や給与条件、こういったことをきちんと1月31日までにと言われていますけれども、こういった条件を早く移譲先、池友会系巨樹の会ですか、契約相手との話し合い、煮詰めていく必要があると思うわけでありませぬ。

と同時に、先ほど指摘しましたように、2月1日からはこの10年間続いてきた市民病院、土地建物は市民の財産であると同時に地域医療に貢献してきたという、これまでの市民病院の実績、これも病診連携の中で地域に安心感を与えていく、あるいは武雄市の医療、健康、福祉の分野での中核的なセンターとしての役割を果たしてきた。先ほど、当初の病院会計で

副委員長の賛成討論がありましたけれども、そういった市民的病院を引き継ぐことに確信を持たせたような発言がありましたですけれども、中身が見えてこない。このことを早く議会にも知らせ、市民にも知らせていく、このことが大事ではないかということを描きまして、この第108号議案に対する反対の意見といたします。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

19番山口昌宏議員

○19番（山口昌宏君）〔登壇〕

賛成の立場で討論をしたいと思います。

今、平野議員から言われましたけれども、いずれにいたしましても、21年5月、7月の移譲に関する議決に従っての清算でございます。それと、先ほど申されましたけれども、その中で武雄市が売るのが安いんじゃないかという話もありますけれども、その話の前です、ね、全国の自治体病院の中では、例えば、千葉県市川市と、浦安市にまたがる市民病院がそれを売るときに民間でどうしても何とかしてくれという話の中で、両市で97億円を上限に民間のほうにやりますよ、土地はただで上げますよ、それでも来てください、それでも2件しか来手がない。

そういう中で、今回の移譲は買いますよ、土地は自分で探しますよ、病院は自分で建てますよ、この差はいかなものでしょうか。そういう中で今回の移譲でございます。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

第108号議案に反対の立場で討論いたします。

これは、先ほど出ました第114号議案の病院事業補正予算と関連いたしまして、今度、一般会計のほうに、項目としては保健衛生費の中の病院事業清算事業費というふうに移ってきております。

同じことを言いますが、同じ理由ですので、結局、今あるCTとかなんとか機械、薬剤、備品類、そういうのが結局、単式簿記になって幾らなのかわからなくなってきてしまうということは、やはり病院を民間移譲するならば皆さんに全体がよくわかる形でしていかなくちゃいけないんじゃないだろうか。

まあつけ加えて言いますと、千葉県とかなんとか言われるのが、こちらから金をつけてということもありますけれども、それはその経営の内容が違うわけですよ、多久市の場合、武雄市よりも計算上の名目では悪いんですよ。それでも自分でやっていますし、西有田のほうでもやっているわけだから、それは一概に言えないかなと、そういうふうに思っており

ます。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

私は賛成討論いたしますけれども、何でこんな話になるのかなと非常に不思議に感じているところであります。

ただいま宮本議員が言われたのは、わかりにくいから反対だ。これが果たして皆さん、傍聴者の皆さん通るんでしょうか。わかりにくいのをわかりやすくするのは我々議員の役目なんですね。それが間違えていたら問題ですよ。しかし、やり方が違うということだけで反対される。

また、先ほど平野議員がおっしゃった評価額の50%引きはおかしい。これは私、一般質問でも言いましたけれども、パネル持って言いました。つまり今19番議員ですか、山口議員おっしゃるように、5月30日に公募要領をつくったんですよ。どういう形で募集するか、土地建物は時価だと。賛成多数をもって、あの日にはたしか10時から夜の9時12分までけんけんがくがくやりました。その根本になるのは今の勤務医不足なんですね、日本全体の。新臨床研修医制度によって医師が集まらない。武雄市民病院にも医師が集まらない。じゃあどうしようかということで委員会があった。それを踏まえて、5月30日に土地代は時価ですよ。時価とは何か、不動産鑑定評価額から減価をするわけですね。たとえ皆さんも一緒だと思います。建物を建てる時に同じ土地にあって、横にあって片一方は火葬場跡だった。片一方は何もなかったと。これに価格が一緒ですか。一緒であり得るわけがない。だから、評価額はあっても鑑定価格は違うんですよ。だから、市場性原理を使って50%したのが時価なんですよ。これが間違いということになれば不動産鑑定が間違いという不動産鑑定士を冒瀆することになるということはこの前の議会で私言いました。だから、時価を決めるときにそれを安いと言えば、それはそれでわかります。

時価を出すためにはもう一回言いますけれども、評価額に対して減価を幾らかけるかですよ。だから、不動産鑑定士がいるんじゃないですか。評価額で取引はされません。今後、問題になるかわかりませんが、土地の評価とあります。しかし、そこが宅地見込み価格、宅地見込み価格でこう違うと、いろんな問題があるから正式な不動産業者が入るわけでございまして、評価額の50%引きがおかしいという言葉自身がおかしいということをつけ加えまして、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第108号議案を採決いたします。本案は起立により採決を行います。

本案に対する各所管の常任委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は各所管の常任委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議員定数調査特別委員会報告

日程第11. 議員定数調査特別委員会報告を議題といたします。

議員定数調査特別委員会委員長の報告を求めます。牟田議員定数調査特別委員会委員長

○議員定数調査特別委員会委員長（牟田勝浩君）〔登壇〕

議員定数調査特別委員会の委員長報告を行います。

当委員会につきましては、平成21年3月議会において武雄市議会議員定数に関する調査、検討を行うという観点から設置されました。

平成21年4月に委員長に互選していただき、これまでに8回の特別委員会を開催してまいりました。

議員定数問題に関しては、県内各市、そして九州各県、広くは全国いろいろな事例を調べて議論をいたしました。主に前半は資料を集めました。資料を集めて皆さん方に検討していただいたことはもう御案内のとおりでございます。そしてまた、その中で合併したところ、合併していないところ、そういう等々をかんがみながら資料を検索しておりました。後半では、主には、例えば、会派の御意見、そして各個人の意見を聴取し、話を聞いてまいりました。

その結果、議員定数削減の方向で意見の集約を行い、議員の数に関しましては、いろいろな意見がありましたけれども、記名によるアンケートを実施いたしまして、その結果は、アンケート提出者27名中26名が、議員を次回の選挙から26名にするのが11名、20名というのが9名、30と24がそれぞれ3名、22というのが1名、以上報告いたします。

以上でございます。

日程第12 議会運営委員会答申

○議長（杉原豊喜君）

日程第12. 議会運営委員会の答申を議題といたします。

武雄市議会議員の定数等に関しては議会運営委員会に諮問をいたしておりましたので、これに対する議会運営委員長の答申を求めます。吉原議会運営委員長

○議会運営委員長（吉原武藤君）〔登壇〕

議員定数について、議長より諮問がありましたので、12月8日及び14日に議会運営委員会を開き、協議いたしました結果について御報告を申し上げます。

協議の過程では、議会制民主主義の原則から、法定数の削減には反対との意見、また、市民団体より要望をされている議員定数20名を尊重すべきではないかとの意見、さらに、市民団体の要望を受けながら段階的に削減をしていくべきとの意見、また、定数として22名、24名、26名、28名との意見がありました。

本市の議員定数は、平成18年の合併の際に1市2町で合わせて56名の議員定数を30名にした経緯があります。その結果、旧武雄市が24名から20名に、山内町が16名から6名に、北方町が16名から4名になっております。

合併をしていない伊万里市、鳥栖市とは定数削減の状況が違っております。また、合併当時に作成した10カ年の新市建設計画や合併特例債の検証も引き続き必要であります。武雄市としては、さらなる融和、融合と数多くの市民の声、地域を市政に反映していく責務があります。このことからして、議員定数については段階的に削減を図っていくべきであるとの結論に達し、諮問のとおり26名とすることで、全会一致により決定したことをここに御報告申し上げます。(578ページで訂正)

以上で議長の諮問事項に対する答申を終わります。(発言する者あり)

○議長(杉原豊喜君)

はい、よかです、答申ですので、はい。(発言する者あり)

[29番「議長、動議」]

29番黒岩議員

○29番(黒岩幸生君)〔登壇〕

吉川議員と、それから古川盛義議員の賛同を得まして動議をいたしたいと思っておりますけども、議事進行というより中身確認ですね。

ただいまの委員会、全員一致をもってと言われたですね、これは間違いないのかということと、段階的というのであれば、もう段階はないんですよ。(発言する者あり)次はもう別の議会ですからね、我々はその間に力及ばないんですよ。今度の3月まででしょう、改選までですね。改選後に10名にするという話はもうできんですからね。だから、段階的という意味がわからんとと、全会一致は間違いないのかということも2点についてもう少し説明をお伺いしたいんですけども、それは議長に答申が来ていますので、議長にしか聞かれないですね、そこら辺どうでしょうか。本当は休憩してもらって、そこら辺詳しくがいいと思うです。特にこういう話ですのでね、お願いします。

○議長(杉原豊喜君)

ちょっと暫時休憩をいたします。

休	憩	11時14分
再	開	11時22分

○議長(杉原豊喜君)

休憩前に引き続き再開をいたします。

先ほどの議会運営委員長の答申の中で、議会運営委員会でも何回となく御協議を重ねていただきまして委員会の報告書も作成していただいております。そういった中で変更部分がありましたけれども、ここの部分につきましては、事務局が変更前の協議確認を委員長に渡ししておりましたので、その部分を委員長に再度報告をしていただきます。吉原議会運営委員長

○議会運営委員長（吉原武藤君）〔登壇〕

ただいまの答申を一部訂正させていただきたいと思います。

このことからして、議員定数については、今後も継続的に調査研究を行っていくべきとの結論に達し、諮問のとおり26名とすることで、全会一致により決定をしたところでございます。

以上で議長の諮問事項に対する答申を終わります。

[29番「間違いないですね」]

日程第13 議提第2号

○議長（杉原豊喜君）

日程第13. 議提第2号 武雄市議会議員定数条例を議題といたします。

提出者からの趣旨説明を求めます。21番吉原議員

○21番（吉原武藤君）〔登壇〕

武雄市議会議員定数条例について、趣旨説明をさせていただきます。

武雄市議会議員定数条例については、先ほど、議長を除く武雄市議会議員29名で構成をする議員定数調査特別委員会委員長から報告もありましたし、議長から定数に関する諮問に対する答申で申し上げたとおりでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

提出者に対する質疑を開始いたします。6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

私、議運の説明を、段階的に削減するというふうな説明を受けておりましたもので、もうきょうのここまでそういうふうに思っておりました。そこは内部の連絡の急変かわかりませんが、そういうふうになっておりますけれども、そしたら、私は段階的ということであれば市民の要望というか、各種団体の要望に近づいていくのかなと、その第1段階かなというふうにも思っておりましたけれども、それは調査研究となれば市民の方が心配している段階的——段階的と考えている方もおられると思うんですけれども、そしたら、その20というものに今後どう近づいていくというふうなことを考えてあるのか、それとも、それとは全く別と考えておられるのかお聞きします。

○議長（杉原豊喜君）

吉原議会運営委員長

○議会運営委員長（吉原武藤君）〔登壇〕

定数20ということにどのように考えているかということでございますけれども、議会運営委員会では、その20というのはもちろん協議にはなりましたが、とにかく議長からの諮問が26名であるという諮問でございましたので、それについて協議を重点的にしたところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

26は委員長じゃなくて議長からの提案ということですが、議長から提案するに当たって、その根拠の説明を受けたでしょうかお聞きします。

○議長（杉原豊喜君）

吉原議会運営委員長

○議会運営委員長（吉原武藤君）〔登壇〕

議長から26というのは、要するに市民の意向とか、そしてまた、議員各位からの意見とかを集約して26ということで諮問をされたと私は理解をいたしております。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

お尋ねいたします。

定数問題については、いろいろと御苦労いただいておりますけれども、2点だけお尋ねします。

今回の議員定数問題についての、いわゆる市民のいろいろ御意見とか、いわゆる市民の方々の議会に対する期待のいわば要望というのは、議会の数の問題もさることながら、本当に議会で十分な論議をし、真剣にそれぞれの立場でできるだけの意見を出してほしいと。本当に議会だということをきちっと市民の立場に立って考えてほしいという要望が根底にあるんだと私は理解をしておりました。

そこで問題は、あとは討論で申し上げますけれども、実際問題として武雄市の本会議はここでいろいろな論議がありますけれども、現実的には武雄市議会が始まって以来、ずうっと委員会を重点とする議会の運営の仕方で行ってまいりました。で、現実の問題として、今までの議会の運営の中で、実は定数が減った場合、28名、26名、24名まで減ったことがございましたけれども、その中で、いわゆる委員会の設置の問題、今4委員会でございますけれども、御承知のように、いわゆる総務委員会から産業委員会、福祉文教、そして建設委員会と、それぞれの分野にわたって議員を人数だけ4委員会に配分して、十分な論議をしてもらうという

ことをございまして、今まで私も昭和38年以来、武雄の議会が委員会で可決したことを本会議でひっくり返って可決されたことは2回しかございません、2回。四十何年の間に2回しかないんですよ。それほど委員会の審査に期待をしてありますけれども、定数を減らすことについては論議があっても、定数を減らすときは20名とか25名とかそういう話じゃなくて、26名にしても定数削減でございますから、委員会を今までは例えば、ある委員会にしたら7名、8名、7名というふうな配分をして4委員会を続けてあったわけですが、その中で、実際に議運の中で、例えば、じゃあ、委員会を今までは1つしか選定できなかったけれども、法律で議会活動を十分にするために2つの委員会をしいと、しなさいと、2個の委員会を選択できることになりました。そのことを含めて定数を26名に減らすときに、本当に市民の負託にこたえる議会活動をするためには武雄の場合は委員会を充実させなきゃいかんわけですよ。それが人数が減ったために、例えば、6名の委員会になると。じゃあ委員長が1人、副委員長が1人であと4名ですから、そうすると3対1、あるいは2対1で委員会の決定がなされるということで、非常に変則とは言いませんけれども、いわゆるそれがそっくり本会議で採決されるということになると問題も出てくる委員会も出てくるんじゃないかという気がしますので、委員会の改正を一緒にした条例案を、あるいは定数削減案を出されるのが本当じゃないかと思いますが、そのときの論議をどういうふうになされたか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

吉原議会運営委員長

○議会運営委員長（吉原武藤君）〔登壇〕

委員会の人数については、この議会運営委員会では協議をいたしておりません。

ただ、26名だというのを重点的に協議をしたところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

いわゆる定数を何名に減らすかということだけが重点的に論議をされて、委員会、いわゆるそれをカバーする委員会をどうするかについては論議が余りなされなかったということですね。いいです、はい。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑。10番吉川議員

○10番（吉川里巳君）〔登壇〕

先ほど動議が出されましたけれども、29番の黒岩議員から話がありましたけれども、委員長報告では26名で全会一致だということで報告があったわけでありましてけれども、これは確かなのか、そしてまた、議会運営委員会は議長からの諮問で一番重い会でありましてけれども、

ここは全会一致が原則であります。各派の代表者が出た重要な場です。そこで26と決められたということは皆さん合意をするということですね。そこだけ確認しておきます。

○議長（杉原豊喜君）

吉原議会運営委員長

○議会運営委員長（吉原武藤君）〔登壇〕

議会運営委員会で協議いたしたところ、私、何回となくこの議会運営委員会では全会一致が原則だからということ、今回2回委員会を開いたわけですけれども、それはちゃんと全会一致が原則だからということで協議をして全会一致になったところです。

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

すみません。非常に中身が見えにくいんです、委員長の報告がですね。だから、いろいろ御苦労されたと思うんですよ。思いますけれども、全会一致が原則だとよく言われますね。何かを行うときは全会一致が当然ですよ、議運でもね。強制的ではいけないと。しかし、必ず少数意見もあるんですよ、通常。委員長がどれだけ頑張ってもまとめ切らないときもあるかもわからん。しかし、今回わざわざそこを聞いたんですけどね、先ほど吉川議員も一緒ですけれども、聞いたんですけれども、全会一致ということになれば議運は各派の代表が出ていますからね。各派の代表でまとまって出したということになりますよね。私そうじゃないんじゃないかと思うですね、流れから見て。だから、全会一致とあれば、先ほど聞きませんでしたけれども、全会一致ということはみんな一致したということになるんですよ。それ確認していいんですか。まず、そこをお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

吉原議会運営委員長

○議会運営委員長（吉原武藤君）〔登壇〕

私が何回でも言っているとおり、これを最終的に結論を出すときに、ここ私のほかに9名の議会運営委員会の委員がいらっしゃいますけれども、私は何回でも全会一致ということで協議をして、この結果に至ったところです。

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

まあいいです。例えば、参加されなくて全会一致ということはあるんですがね。委員会でよくあることですよ、除斥されてね。やっぱりいろんな立場ありますからね、皆さんね。それはそれで認められることなんです。しかし、私がなぜこれを言うかということ、実は20名が9名だったですか、そういう状況が出たんですよ。それから26名が11人ですか、そういうこ

とで、本当に20名でやるならやりましょうという動きがあったんですよ。あったんですよ。14名までできたんですよ。それで、私が賛成討論をすれば15になる予定やったんですよ。しかし、それがやまったんですよ、後退したんですよ。後退するのはやぶさかじゃないです。段階的に話していくということになればね、そこら辺が納得しないままされればですね、いいですか、一番大事なことです。26ということ担保しといて知らぬふりしてね、おれは20名だということされたらたまったもんじゃないですよ。そういうことないですね。

○議長（杉原豊喜君）

吉原議会運営委員長

○議会運営委員長（吉原武藤君）〔登壇〕

はい、何回も言っているとおり、もう26名ということで、全会一致してみたわけですから、その20名ということについては協議対象にしておりませんので、ここで私がいろいろ言うことはないと思います。

〔29番「議長、3回目」〕

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

それを言うのはですね、委員長まで前20名やったけんですね、それで26名をされたんだから、よっぽど転がったんだろうと思いますよ、中身が。それで、そういう意味での全会一致だということいいですね。

〔議会運営委員長「はい」〕

はい、わかりました。

以上で終わります。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

全会一致に対する態度の問題ですけどね、私は会派を代表して議会運営委員会に出ているんですけども、議会運営委員会は慣例的には全会一致を原則にすると。そこでいろんな意見の違いがあればね、本会議でそれぞれが意見出し合って決着つけなければいいという態度で来ていました。この議員定数に関して言えば8回の特別委員会でも、合併して間もないという問題だとかということも主張してきましたし、それから、議会運営委員会に議長が正式に26を諮問されたわけですね。その間の動きというのは、今さっき黒岩議員が言うごとく、20名を主張するグループ、あるいは26名を主張するグループ、最終的にはその2つの流れが出てきたわけでしょう。私、そういった意味では特別委員会と議会運営委員会で何回となく論議を重ねながら30の定数を26にする場合と、30の定数を20にする場合は質が違うということなど

も指摘をしてきました。そうすると、私の意見としましてはね、26というのは、いわば選択肢の一つだと。従来の主張からしましてね、選択肢の一つだと、この立場をずうっと一貫して委員長御存じのように主張してきたところですよ。

しかし、時間的な制約もある。これをどうするかということで、結局、この議会運営委員会としては提案しないと。ですから、きょう提案されているのは議会運営委員会という名前は出ていませんね。全会一致が強調されていますけれども、意見の違いがあること、定数に関してはですね、それは当然あると思いますよ、議員の身分に関することですからね。そういう状況の中でいろんな動きがある。黒岩議員が指摘をされたとおりですよ。しかし、本当に議員活動を議会の権威を高める、議会の品位を高める、市民が求めているのはそこだと思っただけですよ。市民の皆さん方が議会の見識、あるいは議会の品格、そういう質の問題も強く求められてきている。そういう中での動きだったと思うんです。

ですから、きょう提案されている中には議会運営委員会の提案になっていませんね。たまたま議運委員長の提案となっていますけれども、したがって、この議会運営委員会10名の中で提案者に私になっていません。提案するということは積極的なんですよ。しかし、私は選択肢の一つだという態度で一貫してきていますので、少なくとも提案者にはなっていません。そのことを踏まえていかないと、全会一致だったからということになってね、あえて混乱を起こすといけませんので、そのことを議運の委員長に、吉原委員長にきちんと答弁していただきたいというふうに思います。

○議長（杉原豊喜君）

吉原議会運営委員長

○議会運営委員長（吉原武藤君）〔登壇〕

あの協議の中で、今、平野議員がおっしゃった26名賛成は選択肢の一つだということを確かに私もお聞きいたしました。しかし、最終的に26名でどうですかというのは全員賛成で結論が出たということでございます。

○議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

いや、議運どうのこうのとされていますけれども、この議提第2号というのは議運の委員長とか議運とか一切ないですよ。ただ、提案者が8人おられて、その人たちが出されている提案だけなわけでしょう。それが議運とかなんとなにかに拘束されるわけでも何でもないですし、議運の委員長として説明する必要もないしですよ、全然関係ないと思いますけれども。

（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

静かに。

吉原議会運営委員長

○議会運営委員長（吉原武藤君）〔登壇〕

このような議案、要するに今度の定数の問題等については、これまでが大体、議会運営委員会委員長が出しよったと、委員会が出しよったというような慣例があったということで、全員10名の署名ではございませんけれども、こうして提案したところです。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は議員からの提出であり、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を開始いたします。23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

ただいま議題となりました武雄市議会議員定数条例について、反対の討論を申し上げたいと思います。

きょう、たくさん定数問題に関して傍聴をいただいております。本当に市民の皆さんの関心と同時にこれから先の武雄市民の暮らしと営業をどうして守っていくか、そのための議会の果たす役割は文字どおり大きな責任を問われていると思います。

そうした意味も含めまして、定数問題についてどういう立場で臨むべきなのか、私はことしの3月に先ほど牟田委員長から報告がされましたように、8回の特別委員会での協議に参加してまいりました。私ども会派として定数を議論する上で何を根拠に定めるか、それは、地方自治法第91条に市町村議会の議員の定数が示されております。11段階にわたって人口比での定数を示しています。

私は歴史を振り返ってみますとき、この地方自治というのはあの戦前の時代、明治憲法の時代には地方自治という原則はありませんでした。紛れもなく明治憲法のもと日本国民310万人ものとうとい犠牲の上に新しい憲法が制定をされました。その憲法のもと原則として地方自治の原則が打ち立てられました。私は市町村議会が活動していく上で、特に定数の問題は非常に大きな関心事であります。だからこそ歴史とこれまでの歩みに照らし合わせて、その基礎は地方自治法に基づくものだとして定数特別委員会でも主張してまいりました。

そうした中で、地方の議会制度は、いわゆる市町村長を直接市民の皆さん、有権者が選出をいたします。そしてまた一方では議会の議員を直接またこれも御承知のとおり市民が選ぶ直接選挙であります。そういう流れの中で、議会に与えられている権限は4つ示されてお

ます。大きく言えば1つは議決権であります。紛れもなく執行権者が提出する議案に対するこの議決権、また、議員が出す議案提案権に対しても議決権を兼ね備えています。2つ目には選挙権であります。選挙管理委員の皆さんを選出したり、紛れもなく選挙権であります。みずから議長や副議長を選挙していく選挙権を持っています。3つ目には執行機関に対する批判監督権であります。これは議会と長の相互牽制によって円滑な行政を行う目的としてチェック・アンド・バランスと申されますし、車の両輪に例えられる。これは地方議会を考えてみたとき御理解いただけるのではないのでしょうか。私はこの3つ目の執行機関に対する批判監督権、この間、さまざまな4年間にわたりまして議決権に伴う判断が求められてきました。そういうとき、議員の活動として本当にみずからの調査と調査権限を生かして活動する。そこに市民の皆さんの大きな期待があったのではないのでしょうか。私は車の両輪とはまさに一輪車になってはいけないと考えています。それは、やっぱり相互の牽制とチェック・アンド・バランスが求められるわけでありまして。これは物の考え方ではなく、市長もうなずいておられるように紛れもなくそれを示しているのではないのでしょうか。だからこそ、地方自治法に示されている、91条に示されている定数の問題を議論する上では断固として人口比に対して合併協議会が設定した30名というのは、私は今日でも堅持すべきだと訴えるものであります。

その根拠として県内の状況を考えてみますと、1つは法令定数で進んでいる県内10市ございますが、そのうち佐賀市と唐津市はこの法令定数を引用して現在活動をされております。紛れもなく法令定数というのは、武雄市が30で進んでいくというのは御理解いただけるのではないのでしょうか。

もう1つ、議員1人当たりの人口比で考えてみたいと思います。

現在、武雄市は30名であります。議員1人当たりに直しますと1,717名でございます。お隣、嬉野市は定数18名です。1人当たりに直しますと1,618人です。神埼市も同じように合併をいたしました。現在定数24名です。1人当たりに直しますと1,400名です。多久市になりますと定数16名です。議員1人当たり1,392人となっております。この議員1人当たりの数字の実態を比べてみましても、武雄市が現在30を持っている法令定数は、ここに根拠もあるのではないのでしょうか。このことから地方自治法第91条、法令定数を30に定めることの点で参考になるのではないのでしょうか。

しかし、皆さん、法令定数で定められている11項目の中で人口5万人以上、また、10万未満の市で示されているのは申しとおりの30名でございますが、この間の武雄市の人口構成比を見てみたいと思います。

国勢調査で平成12年、5万3,068名であります。前回の国勢調査で平成17年、5万1,497名であります。来年、平成22年10月1日付で国勢調査の時期を迎えようとしております。この5年を11月号の市報にも掲載されておりましたが、県の統計年鑑で比較してみますと、平成

17年、5万1,744名、平成18年、5万1,082名、平成19年、5万812名です。ことしの平成21年10月1日付の県の統計年鑑では5万186人と、紛れもなく下降気味であります。私は来年の国勢調査の結果を受けて、議会として自立権に基づいて定数問題について、調査研究することは市民の負託にこたえる道であると考えているものであります。

私は今回提案されております定数条例につきまして、以上のことを申し述べまして、反対の討論とかえるものであります。皆さんの御賛同をよろしくお願い申し上げます、反対の討論にかえるものであります。

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

私は議員定数削減に賛成するものであります。

本来私は——本来といいますか、昭和49年に最初に議員定数削減反対をいたしまして、ずっとこの間、議員定数については削減反対の立場をとってまいりました。それはなぜかといいますと、我々議員というのは住民の皆さん方の代弁者である。だから、この代弁者が多いほうがいいと、そういう思想でずっとこれまでやってまいりました。

北方町は今まで合併前は16名いたのがわずか4名になった。それで今非常に皆さん方は声が届きにくくなった。それで、自分たちの声が反映されない、非常に嘆きをされているところであります。まさに先ほど言いました昭和49年、まだ議員になる前ですけれども、そのときに反対してから、やはり議員は多いほうがいい、そういう立場でずっと来ましたが、なぜ今回私が選挙に出るときに、今から4年前、3年前ですか、議員定数削減をするという方向に変えたか。これは大きな問題が武雄市にあります。武雄市はどういうことが起きているか。すべてとは言いませんけれども、議会運営が派閥主義でされている。これでは代弁者の資格はないということで、私は選挙に打って出るときに議員定数削減、生まれて初めて書きました。そういう中でも一生懸命派閥解消のために頑張ってきたつもりでございますけれども、いまだに反対討論のない反対、これが横行しているわけでありまして。こういう活動では決して市民の皆さんが許さないと。もちろん、アンケートに對しましては、私は出しておりません、途中過程でした。そして、多くの議員が行くところに行こうと、そういう考えをしておりました。もちろん定数は幾らというのは先ほど言いましたように私は減らないほうがいい考えなんです。しかし、武雄市が一丸となっていくなら多いほうに行こうということで考えました。それが26名なんです。

しかし、先ほど言いましたように、余り詳しく言いませんけれども、20名の論も出ました。ここでは言いませんけど、だから、謙虚に我々はもっともっと市民の皆さん方の目線に立って一緒になって頑張る、代弁者になって頑張る、そのためにはふやしてほしいと言えるような議員活動をすべきだと付言を申し上げます、賛成討論といたします。

○議長（杉原豊喜君）

6 番宮本議員

○6 番（宮本栄八君）〔登壇〕

議提第 2 号に、議員定数26人に反対の意見を述べさせていただきます。

私もアンケートのほうでは20と書きました。そして、そのときは9人もおられて、ああ、ある程度、そのときは余りみんな話し合わなくて書いたと思うんですけども、そういうふうにおられて、そして26人が11名と。そして、私の知り合いというですかね、は20が出れば20でもいいですよということで、ほぼ拮抗しているかなというふうに考えておりました。そして、話の流れとしては26というのが出て、それを柱にですね、次回20とか段階的に削減とか、そういうものの攻防がずうっとあっていたと思うわけですよ。

それで、結局、ここで私は段階的な削減というところまでは最低来ているかなというふうに思っておりましたけれども、それもなくなっていたということで、もうこれまでの議論というのは今後のことをどうしようかということだったのではないかと思います。その意味では、これは後退した意見に固まっているというふうな私の判断で、反対といたします。

○議長（杉原豊喜君）

19番山口昌宏議員

○19番（山口昌宏君）〔登壇〕

賛成の立場で討論をします。

まず最初に、さっきの宮本議員の反対の話の中でありましたように、議員の身分というのは平成22年4月15日までなんです、我々の身分は。その後、新しい議員さんが次の定数はどうするか。前の議員さんたちがこのようであったからどうするかというのが私は次の議員さんたちの本当のその役目だと思っております。

その中で、るる言いたいんですけども、要は皆さん方御承知のとおり、協働まちづくり地域交付金とありますよね、これは周辺部が多うして、この間、平野議員も言われたんですけども、武雄は安かばい、武雄は少なかばいと言われた、武雄のまちの中は（発言する者あり）いや、こい大事なことですね、武雄のまちは少なかです。なぜか。例えば、高架に伴う区画整理事業、これだって武雄町はですね、武雄町だけで八十何億ですか、86億か7億でしょう。それで、協働まちづくり地域交付金の何百万円じゃい少なかとばですね、少なかよ。そりゃあ周辺部が多いのはそんなものは当たり前。それでも、合併後4年まではたっていないでしょうけれども、もうかれこれ4年近くなっております。それで、周辺部においてまだまだ目の届かない部分がいっぱいある。さっきの賛成討論の中にもありましたように、周辺部はまだどうしようか、新しい武雄市になったけれども、ここら辺は目が届かないよ、いう部分がいっぱいあります。

そういう中で、今回の定数の条例が出て26という話になっております。それでもやっぱり

私はですよ、23番議員の言んさった。そいぎにゃ、おい30に賛成しゅうかにゃと一瞬思うたですけれども、しかし、今の現状の世の中をかんがみたときに26が妥当ではないかということで、議員各位の御賛同をよろしくお願いします。

〔22番「議長、議事進行」〕

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）

議員定数問題の賛成討論の中で、私自身の名前を出して、総務常任委員会に出した意見をこういう場で引用されましたので、言うべきことは言うとかなきやいかんということで議事進行を出したところです。

平成9年の10月、都市計画審議会、その年の12月、病院を武雄市として引き受ける、あるいは高架事業区画整理の都市計画決定をされたんですよね。そのときは山口議員も賛成しておられました。この高架事業というのは、武雄市は10%地元負担と。ですから、16億円ですか、幾らか下がりましたがけれどもね。

○議長（杉原豊喜君）

まあ……

○22番（平野邦夫君）（続）

何か言いたいでしょう。

○議長（杉原豊喜君）

はい。

○22番（平野邦夫君）（続）

もうちょっと待ってくださいね。それで……

○議長（杉原豊喜君）

進行の域を超えておりますので。

○22番（平野邦夫君）（続）

何ですか。

○議長（杉原豊喜君）

議事進行の域を超えております。

○22番（平野邦夫君）（続）

どうしてですか。今、山口議員の賛成討論というのは……

○議長（杉原豊喜君）

議事進行は私に対しての要望ということであります。

○22番（平野邦夫君）（続）

私の発言をいわば曲解されているから、じゃあ議事進行じゃなくて私自身に発言させてく

ださいよ。議事進行の域を超えているのであれば正式に私の発言を許してくださいよ。

○議長（杉原豊喜君）

議事進行については、平野議員、今まで何回となく申してきております。

○22番（平野邦夫君）（続）

じゃ、一言言います。

○議長（杉原豊喜君）

議事進行は私に対して……

○22番（平野邦夫君）（続）

じゃあ、削除してほしいという要求ですから。

最後ですけれども、都市計画決定、あるいは区画整理事業87億円ですか、国の負担かれこれがあります。私はその区画整理事業についてもね、南国ビルについては反対しましたよ。事業では賛成しました。そういうことを考えますとね、不特定多数の人たちが使うんですよ。中心部に予算を投入する。これは不特定多数の人たちが県内外、市内外の人たちが利用する。そういう立場、観点から地権者の人にもいろいろ説明あっておるわけでしょう。そういう経過を踏まえた上で（発言する者あり）賛成討論の中で、私の名前を引用して、差別的な予算編成されているみたいなことを言った覚えはありません。ですから、削除を求めます。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

はい、一応聞いておきます。

ほかに討論ございませんか。28番富永議員（発言する者あり）どうぞ討論。（発言する者あり）

○28番（富永起雄君）〔登壇〕

議員定数問題に対する反対討論をいたします。

今回、議員定数を26にする提案がなされていますが、武友クラブ、富永以下あと1人です。これに反対の立場で討論をさせていただきます。

武雄市議会では今後の新しい時代にふさわしい市議会のあり方を模索してまいりました。その中で、議会改革をより推し進めるものとして議員定数の削減の必要性は考えられておりました。区長会、婦人会、老人会の諸団体の連名で、また、それより先に出された行政改革市民会議でも、答申で定数は20という要望が出されておりました。

私は、その20という要望が出された時点では、当初は大幅な削減はどうかなと考えておりました。定数問題は市民の声を反映した議案の審議と行政に対するチェック機能が果たされるかということ十分に考えなければいけません。果たして大幅な削減が議会運営に支障を来すのではないだろうか。しかし、市民の声は違いました。武雄温泉、私、大体1週間のうちに3日か4日行っております。その中で30人から40人の方、もう温泉仲間であります。そ

の中の話とか、また、まちの中で会う人ごとに「議会はどがんないよっと。まだ定数が決まらんと」などの声、私が「あんまり一遍に減らし過ぎると議会と各委員会が運営しにくくなるもんね」と答えると、「今の議会は何や、議員の活動があんまり見えんばい。多くの市民の意見の届きよおとや。中途半場な削減じゃいかんばい。各種団体の要望書ば簡単に変えんでね」と、大幅削減の声がほとんどでした。私は議会でのアンケートも定数20で出しております。自治法の改正で委員会の複数所属もできます。何ら議会の運営に支障はないと考えております。

皆様、各議員、市民の声を聞いてください。あくまでも議員定数20を訴え、反対討論いたします。各議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

27番高木議員

○27番（高木佐一郎君）〔登壇〕

定数26に賛成の立場で討論をさせていただきます。

「民信なくば立たず」という言葉があります。これは中国の孔子が述べた言葉だそうです。昔、孔子にお弟子さんがお尋ねになりました。国を保つためには何が必要でしょうかということで、兵、食、信、この3つの中で、まず最初に去らせるということで、孔子さんが言われたのはまず最初に兵ということ、兵を外しなさいと。2番目に食を外しなさい。3番目に残った、最後に孔子が国の基であると言ったのは信という言葉であります。そういう面では私どもも政治家の端くれでありますので、政治にする場合、信という言葉に常に銘じなければならぬというふうに思っております。

私も二十数年間の議員生活をいたしております。いろんな議会活動の中で思い出といいますか、いろんな記憶があるわけでありまして。その中で一番私がきつい思いをしたことを1つお話をさせていただきたいと思っております。

前々回の選挙、7年前ですけれども、当時、市議会議員選挙の告示の2週間前に私の義理の父を亡くしました。長い間、肺のほうの病気で重篤な事態を続けながら亡くなったわけでありまして、そのときに、やはり政治の世界というのはよく言われるんですが、「一寸先はやみ」という言葉があると同時に、いろんな意味で、私もそこで本当にどうなんだろうかという、親の死に目にも会えないという、そういう経験をしました。本当に私ども議員はなるときには死ぬ思いで選挙をして戦って市民の皆さんに訴えて、そして選ばれるわけでありまして。そういう面では民信ということに十分考えながら、そして、選挙をするということになります。

その定数であります。法律は30であります、今回26という提案であります。20でも、26でも、30でも私は構わないというか、数字が問題ではないというふうに思うんです。

今回の定数は26なら26の中でやはり私どもは市民に訴えて、そして、再度議会に帰ってく

るということもまた必要ではないかというふうに思っています。

今回、私もいろんなことを考えました。本当に心が揺れる思いをいたしました。定数26という中で、今回の武雄市議会の定数を決めていただければいいのではないかというふうに考えます。

以上、終わります。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

私は、この議案に反対の立場で討論いたします。

なぜかという、今回の議案、議員定数の削減についてはですよ、私は基本的には議員の数は定数であって、なおその上に議員の、いわゆる選択肢を市民の方にたくさん与えるという意味ではたくさん候補者が出て論議をするのが適当だと、適切だという考え方をずっと思っていました。しかしながら、やはり時代の流れ、市民の声、まさに天の声でありますから、市民の方々の団体から提言されました、その定数の削減についての要望はやはり謙虚に受けとめて、しからば幾らにするかという問題を私なりに真剣に考えました。

その結果、半数にするには余りだけでも、しかし、20名であれば市民の意向を実際に法の改正によって人間は20名に減っても、具体的に委員会の条例、先ほど質疑の中で申しましたように、委員会の条例の改正をして、そして現在の委員会の定数を、いわば普通であれば6名、7名、6名、7名にしかありません、26であれば。しかし、定数が20であっても、いわゆる10名、10名、10名、10名という、そういう2つの委員会を選択することによって市民の意見をきちっと集約して議会の中で論議をできるという法の改正がなされたわけです。昭和18年、その法の改正に基づいて議員の定数が減ったにしても、その活動をフォローできないじゃないかと。

今回の議員定数の削減の市民の声は、本当に先ほど話がありましたように、市民の声、本当に議会の活動する姿が見えないということでもって、その論議が出てきたことも議会は謙虚に受けとめて、じゃあ定数を減らす。ただ減らすだけではいけません。減らしてもなおかつきちっとした議会の活動ができるためには、一緒に委員会の条例をですよ、国が法律を改正して、今までは1つの委員会しかできませんでした。そうすると、もし20名の定数とした場合に今までの法律でいけば、規則でいけば定数が、4つの委員会をすると5名ずつしか委員会の配分ができません。しかも、1個の委員会とすればね、1つの委員会が5名しかできないような法律になっておったわけです。そうすると委員長を1人選べばあと残りは4名ですから、4名の2人が賛成して1人が反対する。少数意見の留保もできないわけです。そういうふうな法律があったから今まではですよ、定数の削減についてもいろんな問題、制約があったのも理解をしております。私の理解です、これは。

しかし、武雄の議会は北方とか山内の、それから今の鹿島の議会と違いまして、何が大事かという、いわゆる委員会に重点的に問題を負担してもらって、そして十分に論議をして、委員会で論議の報告等をお聞きになったと思いますけれども、真剣に各委員会でそういう論議をした上で本会議にかけて、そして討論、採決をするシステムがあるわけですから、それを生かすためにはやはり委員会の内容を充実するということがとても大事です。そういうことの中で、私は、今回の例えば26という提案に対しましても、本来はですよ、4つの委員会に分けると6名、7名ですけれども、それを2つの委員会が兼務できるという法の改正を一緒にしておけば、1つの委員会が13名、13名という委員会になります。それが2つの委員会で福祉のことも、教育のことも、土木のことも、そして市民の生活に関係するいろんな産業の振興でも、農業の問題でもそれぞれの分野で委員が2つの委員会、何日か議会がふえても議会は月額で報酬をもらっているわけですから、本当に真剣にそれをやっていくチャンスが与えられるわけですよ。そういう制度を一緒につけて議員の定数改正をしなければ仏つくって魂入れずですよ。ただ、定数を減らしたけん市民の声にこたえたというんではね、これは議会じゃないんですよ。

ですから、私は本当の意味では、先ほどある議員が言われました。これはね、来年選挙があって我々の任期はあと何カ月だから次の議会にゆだねるのが適当だと、本当に一見、そういう聞こえはいいですけども、実際この定数を26に減らすこともね、来年の選挙に出る人たちに影響があるわけですよ、本来はですね。同じことなんですよ。だから、一緒に条例を改正して、議会の改選の後は議長選挙と委員会の配分が一番最初の、いわば議会の仕事なんですよ。そういう意味で、これをきちんとつけないで、議員定数26という提案をすることは、実は本当に条理にかなっているようで内容の伴わない議案だと私は思います。

本質的にはですよ、26に定数を減らすことについては、議会運営委員会の皆さんの御努力は感謝していますし、私も定数26になったって、本当に甘んじて受けて戦わにゃいかん立場ですけども、基本的に議員、議会の条例の論議となるとそこまできちんと踏まえた上でしなきゃいけません。ですから、それを提案されますかと言うたら、論議の中でそれはなかったというからですね、そんならこの議案はまさに仏つくって魂入れずの、いわば改めて提案をし直すべきだと。そして、委員会条例用意していますから、いつでもですね、今休憩になったらすぐでも出せる条例案をつくってあるわけですよ。ですけども、一応この議案については、私としては反対であるということを申し上げて、討論といたします。御賛同をお願いします。

〔29番「議長、動議」〕

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

動議で言いたいのは、今、北方町と山内町を非常に愚弄した発言があったんですよね。議長お気づきにならなかったですか。北方町と山内町を愚弄したんですよね。武雄市は委員会で作ってきている、やってきていると。北方だって委員会中心主義ですよ。山内だって委員会中心で作ってきました。武雄と違うところはね、ただ1つありますよ。慎重審査の結果、多数決をもってという、北方は1回もありません。中身はちゃんとといいます。こういう理由で賛成だったですよ、反対してありますけれども、北方、山内と違ってというのはね、やっぱりこれは幾ら何ぼ討論だから適当に言っていといいますけれども、これはだめですよ、それが1つ。

もう1つは、私は来期のことを今の我々が決められんと言うたんですよ。そうでしょう。私がやめるからといって来期は12名にしろということではできません。来期は来期の人が決めるわけですから、選任された人が。それを言ったのをね、あんな曲解してね、でたらめだと言われたらたまらんですよね。だから、彼は私の後にしか討論しないんですよ。だから、その2つを——いや、いいです、いいです、いいですよ。だから、ちゃんとといいますからね。やっぱり山内と北方は委員会中心主義で作ってきておりました、ちゃんとですね。そこを認めてもらわなければ、北方、山内と違ってと言われれば大変なことになりますからね、これを訂正されないようだったら、ちゃんとした方向で私が頑張ります。

それと、来期のことは話できないというのは当然のことだと思いますけど、この2点について、議長ちゃんと整理してください。（「今のは動議……」「動議じゃない」「動議じゃないと思います」と呼ぶ者あり）あんなたちもそがんしょっじゃんね、2人して。（「今のは何ですか、動議ですか」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

動議で発言を求められた（発言する者あり）ちょっと待ってくださいよ。（発言する者あり）ちょっと待ってください。

〔29番「議事進行が先なんですよ、大体」〕

動議で発言を求められので、さっき指名をしております。（発言する者あり）

〔10番「議事進行について」〕

10番吉川議員

○10番（吉川里巳君）

先ほどの議会運営委員会の報告もありましたように、全会一致で、各派の代表者が出て26に決まったというふうな答申があって、それを受けたわけでありましてけれども、これだけ20の話が、反対討論が出るというのは全く議会運営委員会の中身が機能していない。このことについて議長どのように思いますか。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

ただいまの議事進行についてですけど、議会運営委員会は各会派から代表して出てきても

らっております。そういった中で協議をして決定しておりますので、会派の代表者の方が決定された。ここら付近は議員各位が重く受けとめて対応していただきたいと思っております。いいでしょうか。（発言する者あり）

もう討論も賛成、反対のほとんど出尽くしたと思います。ここで討論をとどめます。

これより議提第2号 武雄市議会議員定数条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、議提第2号 武雄市議会議員定数条例は原案のとおり可決されました。

ここで議事の都合上、1時40分まで休憩をいたします。

休	憩	12時20分
再	開	13時39分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

日程第14 議提第3号

日程第14. 議提第3号 武雄市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者からの趣旨説明を求めます。4番松尾陽輔議員

○4番（松尾陽輔君）〔登壇〕

議提第3号 武雄市議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案趣旨説明をさせていただきます。

この改正は、平成22年2月1日をもって民間移譲が決定をしております市民病院を今まで所管をしておりました総務常任委員会の所管から削除するものでございます。

以上、提案趣旨説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（杉原豊喜君）

提出者に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は議会運営委員会から提出であり、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を開始いたします。22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

武雄市議会委員会条例の一部を改正する条例については、先ほど提案者のほうから説明が

ありました。

この2年間、総務常任委員会で病院事業会計、その事業については付託された案件を審査してきたところであります。私自身は今回の条例改正には提案者になっておりません。といいますのも、当初、病院事業を民間委託、民間移譲するという市の方針が提案され、それ以降この2年間、いろいろ議会でも、本会議でも、委員会でも論議をしてきました。1月31日までは武雄市民病院、市立の市民病院なわけでありますけれども、こういうこれまでの審議の経過、討論の経過を踏まえて、この件については、この2年間私自身も総務常任委員会に所属をし、病院事業会計にはいろいろ審査にかかわってきたわけでありますけれども、この点については、一言反対の意見を述べておきたいというふうに思います。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

これより本案を採決いたします。本案は起立により採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

休	憩	13時43分
再	開	16時

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開いたします。

委員会委員の選任について、本当、長い時間をかけて傍聴者の皆様方に御迷惑、また議員の皆さんに御迷惑おかけしたことをおわび申し上げます。まことにすみませんでした。

日程第15 百条調査特別委員会委員の選任

日程第15. 百条調査特別委員会委員の選任を行います。

特別委員の選任は、武雄市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。よって、宮本議員、古川議員、吉川議員、小柳議員、樋渡議員、山口昌宏議員、江原議員、高木議員、富永議員、黒岩議員、以上の10名を用地取得に関する百条調査特別委員会委員に指名いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました10名の議員を用地取得に関する百条調査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

特別委員会の正副委員長については、後日選任をしていただきたいと思います。

〔29番「議長、議事進行」〕

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）

結果的にですね、何か変わった状態が出てきたなと思っております。それに文句ございません。しかし、それに至るまでこれだけ傍聴者を待たせて、4時間。先ほど議長謝られましたけど、もう少し詳しい話したらどうでしょうか。それは大変なことですよ。今が今まで選挙だという話をしている急転直下、そう変わるということは。まあ、いいです。時間もありませんので、今後そういうことがないようにお願いいたしたいと思います。（発言する者あり）

日程第16 閉会中継続審査申出について（請願第3号、請願第4号）

○議長（杉原豊喜君）

日程第16. 閉会中の継続審査の申し出を議題といたします。

総務常任委員長から審査中の請願第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願及び請願第4号 「玄海原子力発電所3号機でのプルサーマル実施延期を求める意見書」採択を求める請願については、今後、引き続き検討を要するとのことで、武雄市議会会議規則第104条の規定に基づき、お手元に配付しておりますとおり閉会中の継続審査の申し出が提出されております。

お諮りします。総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、請願第3号並びに請願第4号は委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第17 閉会中継続調査申出について（各委員会調査事件）

日程第17. 閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

武雄市議会会議規則第104条の規定に基づき、各常任委員長及び議会運営委員長からお手元に配付のとおり、閉会中の継続調査申出書が議長あてにそれぞれ提出されております。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本件は各常任委員長及び議会運営委員長からの申出書のとおり閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、平成21年12月武雄市議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

閉 会 16時3分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

武雄市議会 議長 杉原豊喜

〃 副議長 牟田勝浩

〃 議員 吉川里巳

〃 議員 前田法弘

〃 議員 樋渡博徳

会議録調製者 末次隆裕